

第四十六回国会 外務委員会 會議 録 第二十四号

昭和三十九年五月十五日(金曜日)

午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 日井 莊一君

理事 安藤 覺君 理事 正示啓次郎君

理事 高瀬 傳君 理事 古川 丈吉君

理事 戸叶 里子君 理事 穂積 七郎君

池田正之輔君 宇都宮徳馬君

大石 八治君 飯谷 忠男君

木部 佳昭君 竹内 黎一君

渡海元三郎君 野見山清造君

福井 勇君 三原 朝雄君

森下 國雄君 和爾俊二郎君

赤松 勇君 黒田 壽男君

帆足 計君 松井 誠君

永末 英一君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

出席政府委員

外務政務次官 毛利 松平君

外務事務官 法眼 晋作君

(歐重局長) 藤崎 萬里君

外務事務官 (条約局長) 藤崎 萬里君

委員外の出席者

警視廳長 宮崎 清文君

(警察庁交通局長) 宮崎 清文君

交通企画課長 宮崎 清文君

外務事務官 徳久 茂君

(条約局國際協定課長) 徳久 茂君

外務事務官 力石健次郎君

(國際連合局外務參事官) 力石健次郎君

大蔵事務官 阪上 行雄君

(關稅局業務課長) 阪上 行雄君

運輸事務官 増川 遼三君

(自動車局參事官) 増川 遼三君

專問員 豊田 薫君

五月十四日

委員岡兵輔君辭任につき、その補欠として三池信君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三池信君辭任につき、その補欠として岡兵輔君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員愛知揆一君、宇都宮徳馬君、岡兵輔君、園田直君、福井勇君、赤松勇君及び平岡忠次郎君辭任につき、その補欠として飯谷忠男君、和爾俊二郎君、渡海元三郎君、木部佳昭君、大石八治君、山本幸一君及び野原覺君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、飯谷忠男君、木部佳昭君、渡海元三郎君、和爾俊二郎君、野原覺君及び山本幸一君辭任につき、その補欠として福井勇君、愛知揆一君、園田直君、岡兵輔君、宇都宮徳馬君、平岡忠次郎君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

○日井委員長 これより會議を開きます。

道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件、以上二件を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 ただいま議題になりました条約につきまして、二、三点だけお伺いしたいと思ひます。この条約は、近く行なわれるオリンピック等におきましても自動車を持って日本に入ってくる人たちに非常に有利なために考えられたものであると思うわけでござい

ますが、そこで、大体何台くらい日本に入ってくるのであろうかというふうな想定を持っていらっしゃるか、たいへんむずかしいかもしれませぬけれども、期待するといひますか、入ってくる台数は大体どのくらいかと思ひていらっしゃるかを念のために伺いたいと思ひます。

○徳久説明員 オリンピックに際しましてどの程度自家用自動車を携帯して入ってくるかという御質問でございますが、非常に算定がむずかしいわけでございます。ただ、私どものほうとして考えておりますのは、たとえば現在までに外国の免許証を持っておりまして日本に入ってきて、日本の国内免許証を申請している件数というのがわかっておりまして、大体、いままでの

実績を見ますと、年間、その年度に日本に入国しました者の約一％が日本の国内免許証の申請をやっております。といひますことは、入国者の大体一％くらいが日本の国内で自分で車を運転したいという希望を持っていたということでございます。オリンピックに際しましてどの程度外国人が日本にやってくるかという数でございますが、大体約十三万というふうな想定されております。そのうちの一％が日本国内で自動車を運転したいという希望を持っていますと仮定いたしますと、大体千三百名ということになります。必ずしも一人で一台の自動車を運転するわけでもございせんので、めんどでござい

ますが、たとえば二人半くらいで一台を運転するといふふうに見まして、二、五で千三百人を割ると、大体五百二十台くらいが来るのじゃないか。ただ、それは日本でもよく車を運転したいという者の数でございます。で、おそろく五百二十台は入ってくるまいという想定でございまして、海上運賃の出費その他もございまして、おそろく、二、三百台くらいではないかというふうな推定いたしております。

○戸叶委員 二、三百台くらいの御予定でございすけれども、そういう人たちの自動車置き場、いわゆる車庫みたいなことはどういふふうになっていくのですか。いま日本で自動車を持っている人さえも自動車の置き場がなくて困っているのですが、そういう方がよけい入ってきますと、パークすると

ころがなかったり、置きどころがなくてたいへん困るのじゃないかと思ひますが、そういうことに対してどの程度考慮を払っていらっしゃるか、伺いたしたいと思います。

○増川説明員 外国から入りました自動車の保管場所につきましては、これがおおむね日本に定着する車とは考えられておらず、通常ホテルその他の場所に置かれるということ、普通の場所に車を置いていただく。ほか

に、車が日本の国内に定着するといふこととありますならば、当然保管場所といふものも確保していただくということになりますけれども、この条約で考えておりますのは、おおむね短期の滞在でございまして、ホテルに宿泊する場合にはホテルの駐車場等、そういったようなところに置いたいただくということになるかと思ひます。

○戸叶委員 いまの御答弁、駐車のできるようなところに駐車してもらうといふことは当然のことだと思ひます。日本の自動車だつて駐車のできるようなところに駐車しているのですから、そういうような答弁は人をばかにした答弁だと思つて非常に憤慨するのですけれども、ホテルに滞在するのでホテルに置いておくのだらうというふうなこともわからないでもないのですが、大体、いまの日本の自動車の状態でもパークするところがなく大騒ぎをしておるのに、ましてや、国内の自動車を持っている人たちが東京目ざして自動車で来るというふうな場合も考えら

れると思ふのです。そこへ外国の人が自動車を持ってきた、ことはあまりよく通じない、やれまじまじするといふことで、事故を起こすような場合も考えられるのではないかと、心配をして、そういうふうな申し上げるわけなんでしょうけれども、そういうふうなことは絶対にない、だいたいうぶだといふ自信を持っていらつしやいますか。

○増川説明員 自動車の駐車禁止の規定等につきましては、公安委員会、すなわち実務をやっております警察当局がそれぞれの措置をいたしております。道路標識等につきましては国際的な標識と同一にそろえてございまして、外人でもその点はわかるはずでございます。それから、日本人の車でも外国から来た車でも同様に、車庫の点とにつきましては、これを放置すべきものではないと考へておりますが、やはり交通のふくそうを避けるという意味でこういった保管場所の問題をわれわれとして取り上げておるわけでござい

ますので、必要な限りにおきましては警察当局におきまして駐車禁止の措置というものを的確にとつていただくというふうなことをいたしております。われわれのほうにいたしましては、また道路管理者のほうにいたしまして、警察と十分協力をいたしまして適切な対策を講じておる次第でございます。

○戸叶委員 私は警告をいまからいたしておきます。というのは、いまの御答弁を伺つておりましたも、やはり、私たちは、日本の自動車の置き場さえない、日本の自動車だけでも相当混乱するのではないかと考へて持っています。

おりますので、ことに、こういうような条約で便宜をはかつて、かえつていろいろな不便も出てくるような場合も生じやしないかといふことを心配するわけでございますので、そういう点もいまからよく御考慮しておいていただきたいといふことを要望します。

それから、自動車を持ってきて、そしてそのまま持っておくことになるので、税金の問題等がかからないようになつていふと思ひますけれども、もしも持ってきてそれが日本の国内で転売するといふようなこともないとも限らないと思ひますが、そういうようなときにはどういふふうな措置をとられるかといふことも伺つておきたいと思ひます。

○阪上説明員 御答弁申し上げます。条約によりまして、いま御質問のありましたいろいろな権利の乱用と申しますか、これについては一定の措置をするといふこともございまして、それから、再輸出されなかつたという場合には、まさにここにありますように、保証団体で保証して税金をとるといふことになつております。したが、いまして、別途これはこの条約に基づく国内法を御審議いただく予定でござい

ますが、たとえば、この当初の目的に反しまして不正に譲渡されるというふうな場合におきましては、輸入者あるいはその譲り受け人、いずれからか関税をちょうだいするといふようなことを考へております。

○戸叶委員 そういたしますと、普通に自動車を外国から輸入したと同じ税金をとるといふふうな了解してよろしいですが。

○阪上説明員 さやうでございます。

○戸叶委員 それから、もろもろの違反といふことも考へられると思うのです。そういうふうな場合にはどういふ措置をとられますか。それから、いまの転売の問題ですけれども、初めは自分が使つてまた持つて帰らうと思つても、中へ入つてきてから違つた場合と、また、初めから、まあ適当なとき

には売つてもいいんじゃないか、そういう気持ちで持つてきた場合と、両方あると思ふのです。そういうふうな場合に、あるいはそれが発覚しないであつたに違つて発覚するやうな場合、そういうやうなときの違反も含めて、いろいろな違反に対してはどういふやうな措置をとられるかといふことも伺つておきたいと思ひます。

○阪上説明員 いま御指摘のやうなことがありました場合に、関税の問題といたしまして、いづれの場合も正當な関税をちょうだいするといふやうなことを考へております。

○戸叶委員 関税だけでなく、……○阪上説明員 物品税ですね。要するに、輸入に關します税金はこの二つであらうかと思ひますが、この税金によりまして正規にちょうだいするといふことになつております。

○戸叶委員 いまの転売とか、そういう場合にはわかりませんが、それでは、たとえば国内でのスピード違反とか、いろいろの駐車違反とか、そういう問題が起きた場合にはどういふふうにして扱ふのですか。

に從つてそれぞれ処罰されるのは当然であらうと思ひます。

○戸叶委員 今度の場合は、主として、オリンピックが目前に迫つておりますから、それを目当てにといふやうなことも考へられるわけですから、日本でもやはり自動車をほかの國へ持ち込んでいくことがでるわけですね。そういうやうな場合は外国に比べて比較的少ないのではないかと思ふのですが、日本から自家用車を持ち込んでまた持つて帰つたといふやうな例は大体どのくらいあるとお見通しの上で立つてこの条約を結んでいらつしやるのですか。

○増川説明員 現在までの実績を見ますと、大体一年間に十台前後でございます。多いときには二十台近くあつたこともございまして、日本の地理的な条件からいたしまして、それはどよけいの車が入りたしてございせん。今後国際交流が激しくなりましたら、ある程度の増加といふことは考へられます。従来日本から出て行き

ましたものの内容を見ますと、大體、學生が夏休みを利用してまして東南アジアからヨーロッパの方面を走破するとか、新聞社あるいはNHK等の取材班等が車を持ち込んでおります。そのほかには国際親善等に関するやうな個人的な旅行者といふものも多少ございまして、また、日本から車を持ち出します場合にはやはり船賃といふものが所要の港まで持つていくのかかりますので、その点を考へますれば、ごく短期の旅に際しましては非常に高つく、かえつて外国へ車身で行きまして向こうでレンタカーを使うほうが安くなりますので、そういう場合は

には日本から持ち出すといふことはあまり考へられせん。相当長期、三カ月とかあるいは半年とか、それ以上になりますと、やはり、なれた自分の車で外国を旅行したいといふ意思の方もおおいと出てくるのじゃないかと思ひますが、それほど急激にふえるものとは考へておりません。

○戸叶委員 この条約は一九五四年に発効したのですけれども、日本がいままで入らないで相当長い期間置いていたといふのは何か特別の理由があるのでしょうか。それとも、何も別になかつたけれども、必要ないからといふことで加盟しなかつたのでしょうか。

○徳久説明員 御質問の点であります。一番大きな原因は、従来外国車の輸入につきまして非常にきびしい輸入制限をやつていたわけでございまして、先ほど御質問がございました転売差益の点が一番解決困難という点であつたわけでございますが、御承知のとおり、外国の自動車の輸入の自由化というものが目下予想される事態になつてきたわけでございまして、それで、転売差益の誘因になります差益の幅でござい

ますが、それが目に見えて縮小してまいつておりました、ほとんどもう現在ではノミナルなものになつてきつたやうな状況でございまして、その点での弊害といふことがほとんど考へられな。まあ、この条約に入りますと実益とバランスをとりまして、実益のほうが多いといふ見通しをつけたので、今回この条約に入るといふ結論を出したわけでございまして。

○戸叶委員 これでよろしうござい

○臼井委員長 右両件に対する質疑は

これにて終局いたしました。

○白井委員長 これより討論に入りませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

右両件は承認すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○白井委員長 御異議なしと認めます。よって、両件は承認すべきものと決しました。

おはかりいたします。ただいま議決いたしました両件に対する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○白井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○白井委員長 国際情勢に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

穂積七郎君。
○穂積委員 昨日ミコヤン代表团一行が国会の招待でまいりましたが、直ちに政府との接触もあったようで、きょうもまた続いて行なわれるようですけれども、

〔委員長退席、高瀬委員長代理着席〕
特にきょうの会談はやや内容にわたるものだと思いますから、それに関連をして政府の態度をこの際二、三お尋ねいたしておきたいと思うのです。

まず第一にお尋ねいたしますが、フ

ルシチェフの池田首相に対する親書というものは、新聞その他に発表されているもの、あれは間違いございませんですね。

○大平国務大臣 あのとおりでございます。

○穂積委員 幾つかの原則を含む具体的な提案もあるわけですが、時間が十分ありませんから、政府のほうから、これらに対する、きょうの会談に臨むまたは今後の日ソ間問題処理に対するこの際この機会における御方針を最初に向って、質問を進めたいと思ひます。

○大平国務大臣 まず第一に、フルシチェフ書簡で第一に触れられておりますのは、一般国際情勢に対する評価でございます。ここ二、三年間に世界情勢が好転して国際緊張が緩和してきたことを歓迎する、その一つの転機をつくったのが部分核停条約の成立であるというところで、こういう一般国際情勢が好転してきたということにつきましては私も同感でございますのみならず、ソ連のような大国が国際緊張緩和の方向に鋭意施策されるということこそ、世界平和のために期待もし、希望もすることでございます。

第二点として、核実験全面禁止問題でございますが、ソ連政府が日本政府と一緒にひとつ地下実験禁止を声明しようじゃないかという一つの呼びかけが出ております。この部分核停条約は、再三御議論のあったように、それ自体不完全なものではございませんが、これを踏み台とし、一歩といつてしまして、漸次全面完全軍縮の方向に着実な歩武を進めてまいりたいというのが私どもの願望でございます。ソ

連政府のこの書簡を通じての提案に対して、けつこうであると思ひますが、ただ、問題は、地下実験がなげ除外されたかという問題は、軍縮問題全体を流れる有効な国際管理との関連におきまして、双方、東西両勢力の合意を見るに至っていないという事実を銘記しておかなければいかぬと思ひますので、したがって、こういう提案をされる場合に、こういう国際管理の問題につきましてソ連政府がどう考へておられるのかという点については機会があればお尋ねもしてみたいと考えております。

それから極東の平和強化の問題でございますが、われわれは極東の平和と安全を確保し強化すること、もとより一番希求するところでございます。そのためには、極東に存在する国々の間に相互信頼関係が高まってきたことが大切だと考えております。そういう意味で、日ソの間におきましても、どのようにして日ソの間の相互信頼関係が増進されるべきであるか、そういう問題につきまして、いま日ソの間に横たわるものもろの懸案等を通じて、お互いの理解が深まり、その解決の機運ができてくる、そういうことになりま

と、一番基本になる相互信頼関係が増進されるわけでございますので、そういう意味で、極東の平和と日ソ関係の改善という点につきましては、文化経済交流等も含めて、与えられた時間、できるだけ懇談をしてみたいと考えております。

○穂積委員 それでは、逐次具体的にお尋ねいたしますが、一昨日の委員会でお尋ねした採決をいたしました部分核停条約の問題として、私どもは、全

面かつ完全なる禁止に向かう第一ステップとして、いまあの条約で許されておる地下実験はまず少なくとも禁止に向かうべきだ、それから、逐次製造、保有、拡散並びに使用の禁止に向かうべきである、こういうことで、その大体的目標については政府とわれわれの考へているものは一致したわけですね。しかも、それに対して、日本政府がこの条約機構の中に参加するにあたりましては努力を約束されたわけですね。

またまた、その議論をし、しかもきょう本会議でその批准承認を決定しようとしておるときに、フルシチェフ首相から日本政府に対して、政府間の公式提案として提案があったわけですね。これに対しては当然前向きにお考へになるべきものと思ひますが、きょうは、ただ査察の問題について意見を聞くというだけでなくて、日本側の積極的なこの問題促進のための態度・方針というものをこの際打ち出すべきではないか、この御用意がありますかどうか、そのことを期待しながらお伺ひいたします。

○大平国務大臣 先ほども申し上げましたように、軍縮問題は、地下実験禁止ばかりでなく、全体を貫いてこの実効を確保するためには何らかの形における有効な国際管理というものが関連を持っていますことは、過去の軍縮議論を通じてわかれが読み取つてきたところでございます。それから、さらに、膨大な軍備を持つ国、特に核を保有しておる大国の軍縮問題に対する責任という問題のことは、本会議を通じて、また国連の総会におきましてもわれわれが世界に訴えてきたところでございます。

す。したがって、こういう軍縮の基本の問題については、そういう御提案をされるソ連側がどのような考へを持っておるかということも十分われわれとしては聞きたださなければならぬのじゃないか、そう考へておるのが私のいまの心境でございます。

○穂積委員 私は二点について日本政府に対して提案をしながら御所見を伺ひたいのです。

一つは、軍縮委員会というものがやはりこの全面禁止の問題については一つの舞台であることは間違いありません。しかしながら、日本はこれに入っていないのです。日本は核武装する考へは毛頭ないわけであるのに、今度の部分核停にあえて参加したのは、この条約機構のワク内において、またはその土俵の上において、この問題に対して促進する立場を確保する、そういうことでございまして、軍縮委員会に對して期待をかけるだけでなく、日本自身としては、軍縮委員会に入っていないけれども、幸いにして今度この部分核停条約機構の中へ参加いたしました以上は、それを通じても促進する、こういうことでなければならぬ。特に、日本としては、非核武装の問題については、これは熱心に主張する権利と義務があると思ひます。被爆国としての指導的な立場、発言権というものは、われわれは特殊に持つておるわけですから、そういう観点でこれはぜひ提案すべきだ、これが一点。

第二点は、この原約約であるソビエトが、この問題に対して日本訪問の際に、被爆国である日本の立場、そしてまたアジアにおける日本の立場というものを尊重をして、そしてここで一

とに賛成です。

それから、あなたとのやりとりで私はちょっと用心しておらなければいけません。私が申し上げるのと、アメリカに気がねしてだるうがというふうなことをあなたはすぐ非常に御親密につけ加えられる。私、非常に耳ざわりになるのですがね。これは私に對しても非常に失礼だと思つて、す。そうかつてに解釈されないように願ひたいと思つて、私が申し上げることをそのまま受け取ってもらいたいと思つて、國会の論議でございすから、ありのままに私が申し上げることをそのまま受け取つていただい御解釈されて、その前提に立つての御質問にならぬように、穂積さんにお願ひしておきたいと思つて、先方から私が申し上げておるのは、先方からこの管理の問題についてはソ連側がどう考へておるかということをよく聞いた上で、聞きごたえがあるかどうかひとつ聞こうというわけですから、それを聞いた上でわれわれは判断してみたいと考へておるわけでございます。それを聞いた上でないとかぬわけですから、その点を御理解いただかないと、突然アメリカが飛び出してきたりすることは非常に迷惑なんです。

○總務委員 アメリカ問答でこちらの意見を逃げられては困る。私はあなたを誹謗したのではない。激勵しているのですよ。あなたの善意と合理主義については、かすかながら共通の場ができるように私は期待している。自民党といつても幅が広くて、お話にならぬ御意見もあるようですけれども、あな

たの善意と合理主義に對してはわれわれ大いに激勵をしている。だから、いまみたいなあいまいな、國際的な立場があるから云々というふうなことにいつては、これは何もあなたを誹謗するためではない。私の誤解ではない。過去における日本政府の、すなわち保守党内閣のとりまいてまいりました外交的行動、言動、あるいは政策の過去の事実を見て、私が、常にアメリカに追隨し、アメリカに迎合し、アメリカをおそれ、そして自主性を欠き、みずからの利益を放棄する、こういう態度から早く脱却してもらいたい、それを大平大臣に期待しておると言つてあなたを激勵しておるというのに、大臣は感謝もしないで失礼だとは、そういうことが失礼ですよ。きょうは会談前ですから具體的なあれはありませんでしようが、会談を見ましてもまた来週の間、適当な時期にお尋ねをし激勵をいたしますから、どうぞひとつ検討をしてもらいたいと思つて、さういふことです。

さらに、續いてお尋ねいたしますが、第二の提案として、具體的な極東の平和と安全に對して何か提案があったということでしたが、私は、日本とソビエトとの間においては大きな柱は二つだと思つて、一つは、日ソ間の平和条約を締結すること、もう一つは、おとといの核停協定で討議したように、アメリカを含むアジア、太平洋における非核武装地帯の設置の提案、これは絶好の機会だと思つて、向こうは、提案があるならばこれに對して率直に応じましよう、こういうことでありますから、平和条約の問題と、それからアジア・太平洋における非核武装地帯の設置の問題は、アジアの平和と安全の

ために、日本政府がこの際この機会に積極的な折伏すべき機会である、私はこう確信するが、この平和条約並びに非核武装地帯設置の問題に對してのお考えを伺つておきたいと思つて、さういふ問題です。

○大平國務大臣 平和条約の問題は、たびたび申し上げておるうちに、われわれ平和条約をつくり上げるということを中心からいねがつておるわけな方であり、領土問題が介在して双方の主張が合はぬというところは御承知のとおりでございまして、この問題につきましても、機会あるごとにソ連側の考慮を求めてきておりますし、今回のミコヤン副首相の来日を機会にこの問題も討議されると思つて、さういふ問題です。

第二点の、非核武装地帯設置問題でございまして、これは、たびたび申し上げておるうちに、こういう問題は第一義的には核保有國の決意が問題なんではないかと、われわれが関心を持っておるのは極東が平和であること、さういふことで、極東がいまのようにならぬ、もっと申し上げますならば、一体さういふことがまあ実行可能かどうかという点をよく見きわめたいといふこと、さういふこと、これは、思想の問題でなく、現実の問題として、實際政治の問題として考へてみなければならぬ問題で、われわれは、直ちにこの非核武装地帯を宣言する意図があるかといふと、イエスと言つたわけにはまいらぬと思つて、さういふ問題です。

きょうの會談、または今後の會談に臨まれるについて御参考までにお伝えしたいと思つて、われわれ、野党であり、日本の社会党であり、日本の国会議員ですから、日本の國民的なインテリゲンチヤを踏まえて行動しておるつもりです。平和条約は領土問題にかつて、この問題に對しての実はフルシチョフ首相の意見というものをこの際のお伝えいたして、検討をしてもらいたいと思つて、当時法眼局長は在ソビエトの公使としてモスクワにおられましたので、これは會談に参加はしていただきませんでしたけれども、お心得になつておると思つて、実は、われわれ社会党は、自民党と違ひまして、南千島だけでなくて、千島全体について領土権を主張いたしております。これは過去の日ソ間における戦争その他を通じての条約を見ましても、明瞭である。ただ、問題は、フルシチョフ首相と話し合つて煮詰めた結果は、いま千島列島を日本に返還した場合には、その領土がソビエトを攻撃することを對象とした軍事基地に使われる危険があるといふこと。これは非常に大きな問題です。もとより、条約上は沖繩の領土権の返還の問題とからみ合ひはありませんが、関連はあります。ありませんけれども、南においては、沖繩の領土権を日本はまだ回復してないが、そこにおいては、特に中国またはソビエトその他社会主義諸國を仮装敵國とする核基地ができてつある、その事実を見たときに、南千島に對する領土権返還は、日本自身が核武装してないけれども、日本人民のために、日本の平和、日本の經濟の繁榮のために役立

つよりは、むしろ、アメリカの軍事基地として、さうしてソビエトに脅威を与える、さういふ段階においては、領土問題に對しては、これは話し合ひするに非常に困難な条件にある、さういふことが、向こうのものの判断の中でだんだん明瞭になつてまいりました。そこで、われわれは主張して、元來、領土の問題というのは、実はサンフランシスコ條約で放棄しておるのが第一の條約上の日本政府のミステークである、しかし、それは、われわれ國民としても、サンフランシスコ條約に反對しても、これができておる以上は、これにオブライジされなければならぬ、さうであるなら、この條約上の誤りを修正すること、これから解放すること、それから、同時にもう一つ大事なことは、これを日本人民のために、日本の平和と經濟繁榮のために利用するのであつて、ソビエト攻撃を目的とする軍事基地に使うのではない、さういふ考えはわれわれ國民の中には毛頭ないのだといふことを、極力説明をいたしました。さういふことと、結論はさういふことです。それはよくわかりました、日本の外交政策がさういふ平和政策を明らかにしていただくならば、いまの領土に對する日本人民の願望に對して御要望の線に沿つて話し合ひする用意があります、さういふことです。これは當時の議事録に残つておまして、私が推測して話しているのじゃない、これはフルシチョフのことばです。したがつて、今度アジアの問題に對して、平和条約の問題に對して向こうが提案しておる以上は、この点を頭に置いて對処していただきたい。われわれ野党であります

けれども日本の国会議員であり、鈴木茂三郎前委員長を団長とする使節団とクレムリンにおける会談の内容でございいます。南千島だけでない、北千島まで含んでわれわれは話をした。それに對して、そういう態度を表明したわけですから、これは、党としてではありませんが、政府の首相として、発表されることを予期した公式な方針の表明であつたわけですから、そうでありましたら、この機会に、日本側の平和政策、平和外交路線というものを明確に約束することによって、そして、領土問題の解決をし、話し合いを進め、そして平和条約締結への前進をはかるべきである。

私は、さっきの核停の問題にいたしまして、この平和条約の問題にいたしまして、今度来ておるミコヤン使節団というのは、国会を代表する使節団でありまして、日本政府と交渉する任務を持った使節団ではありません。しかしながら、ここに妙味があると思ふのです。彼は同時に政府の責任者である第一副首相の地位にもあるわけですから、そこで、ここで妥結をしようと合意に達したとか、そういうことを私は言っておるのではない。そういう、何というか、幅のある使節団でございいますから、妙味があると思ふのです。こういう話を懸念の中で話をして意向を打診する。意向を打診する以上は、こつちから具体的な提案なくして相手の意向を打診するわけにはいきません。黙つておつて意向を打診するなら、第一手紙の中で向こうは提案するでしょう。そうでなくて、話し合いの中で意見を聞きながら意見を述べていこう、そして平和条約締結に前進をし

よう、こういうことでございいますから、ぜひその方針でひとつ対処していただきたい。われわれの野党外交、はなはだ微力ではあります。正式な外交権を代表するものではありませんが、先ほど言いましたように、われわれといえども、第一野党の公党であるし、同時に日本の国会議員という立場で、日本のインテレストの立場で領土問題の話をしたときに、相手は首相の地位で会つてゐるのです。しかも、場所はクレムリンのフルシチエフの政務室の接見室で会つたわけですから、これは公式な意見としてバトンを受け取つていただいでしるべきだ、こう思ふのです。

そういうことで、本日午後の会議において、あるいはまた滞在中に機会がございましょうから、メーク・チャン、チャンスをつくろうというならば、幾らでも機会があると思ふますから、そういう態度でひとつ進んでいただきたい。これに対する大平外務大臣の御見解も伺つておきたい。

第二点は、非核武装地帯の問題につきましまして、これはまた、使節団の性格が、ここで合意を取りつける、交渉するということではないけれども、非核武装地帯設置の問題については、一昨日の核停条約の審議の際にも反対はされず、望ましい方向である、目標である、こういうことには違ひはありませうから、これはお互いに宿題として、その条件を実現するためにどうしたらいいかという話を話し合ひし、話し合ひが具体的に至らぬところについては、お互いにこの提案を宿題として、ひとつ今後検討を続けるという前向きな態度で話を進めるべきであると

私は希望するわけですから、この二つについてもう一度外務大臣の御所見を伺いたい。

○法眼政府委員 ただいま私のモスクワ在勤の時代のことに御言及がございましたから、一言お答えしたいと思ひますけれども、これは、日本は平和的意図しかないんだということについて常に声明をしておるわけでありまして、過去においても、日ソ交渉の過程におきましても、常に日本は平和以外に考えておらぬということとは先方に十分説明しておるわけでありまして、(種積委員「アメリカの軍事基地があるじゃないか」と呼ぶ)——それは本土のことでありまして、系争地域にはないのでございまして、したがつて、そのことはしばしば明確に平和的意図を述べてあるわけではございませうから、問題は、日本政府が過去の交渉において述べてきた平和的意図をいかなる程度において信ずるかという点にあると思ひます。ただいまのお話につきましまして、当時新聞にも報道されたこととでありまして、私も存じておりますけれども、過去においてしばしば日本は防衛する意図しかないということを言つておるわけでありまして、それをどう信ずるかという問題でありますので、私は、願わくは、日本の平和的意図については、過去にしばしば説明してゐるとおり、それを信じていただきたいということをお願いいたします。

○種積委員 大臣の答弁を求めます前に、法眼局長にちよつとお尋ねいたします。

それは、南千島ないしは北千島は、われわれは全千島列島を主張しておるけれども、それが日本の領土に返つたときには、安保条約の基地設定の義務は免除されますか。除外されますか。そうではないでしょう。条約機構の精神から言へば、日本に新たに復帰した領土に對しては、安保条約の基地設定の義務は全部含まれるわけなんだ。そこが問題なんですよ。

○大平國務大臣 その点は安保条約の性格にかかるとございまして、安保条約というのの一〇〇%防衛的なものであるというところは、これはもう安保条約の論議を通じてよく御了承いただいておりますのでございまして。アメリカが日本と共同防衛をやつておりますけれども、日本の意思に反して作戦行動はできない仕組みになつてゐるわけでありまして、このこともまた御承知のとおりでございまして、いま法眼局長から申し上げたのも、日本の防衛以外に考えていないのだという趣旨は、日本のあらゆる施策を通じて一貫しておりまして、それに対して先方に理解を求めるといふこと、そしてそれをどの程度向こうに理解していただくかという問題であります。われわれは、誠心誠意、精力的に理解を求めようという努力をしなければいかぬというところであります。

それから、第二の、非核武装地帯の設置。これは、この前にも、そういう環境が東アにできることが望ましいといふことは私申し上げたのでございまして。それは、要するに、現にある軍備というものを、核兵力を含めまして漸次バランスをとりながら水位を下げていって、そしていま世界の平和をささえておる軍事的な均衡というものを失わぬといふことでございまして、一

地域、一局地だけをいじけると、かえつて平和を害するということも私申し上げたつもりでございまして。したがつて、全体の軍縮問題との関連において、世界の平和の脅威にならぬように、軍備の水位がだんだん下がるように鋭意施策していく、そういう方向で考えていくべき問題じゃないかと思ひます。

○種積委員 ただ、その非核武装地帯の問題につきましては、その趣旨、目標については、これは同意見でありますから、お互いの研究題目として宿題とするという態度については御異存はないと思ひますが、その点もう一べんお尋ねしておきます。

○大平國務大臣 あなたに対する答弁はよほど用心してやつておかなければならぬので、私が申し上げてゐるのは、軍縮問題、核を含む全面完全軍縮といふことが究極の目標なんでありまして、これはあなたと私と全然同一なんです。それで、問題は、そうなつてくると世界全体が非核武装地帯になるわけではございませうけれども、しかし、あなたの言われる極東における非核武装地帯ができるということ、それには、いろいろ条件が要るわけだ。これは、極東の勢力のバランスというものを失わぬように、平和を失わぬようにしながら、漸次その軍備の水位を下げていくようになることが望ましいこととで、これが究極において非核武装地帯になるというところは望ましいことであるといふ意味において、私は賛成します。

○種積委員 はなはだ遺憾ながら、時間がなくなりましたから、残るところは次にお尋ねするとして、一括してこ

ここで尋ねて終わりにいたしますから、外務大臣、具体的にそこにメモしていただいて、一つ一つ丁寧に、私は好意を持ったあなたの激励者ですから、そこがわがたりきりたりしないので、よく答えていただきたい。

あと残る問題は、一つは文化、科学の交流に関する問題。これは、具体的に言えば、法眼局長はよく御存じだが、文化協定の妥結の問題ですね。これは、もういいところまで行っているわけですから、この際これを話して、ここで、先ほど言ったように、あの使節団との間に調印妥結ということはなしいといたしましても、内容については妥結を目途として話し合いをすべきである。これが一点。

第二点は、航空協定または相互乗り入れの問題でございます。これは、国際的な航空路線として、日本、北京、モスクワ、ヨーロッパという航空路線は、日本人のみならず世界の人民にとつて東西交流に非常に大事なコースでございます。のみならず、経営的に見ても、これは日本の航空業にとつても大事な路線である。だからして、フランスはおそらく今度北京乗り入れをやるでしょう。続いてその路線を東京に延長するという努力をするにきまつてゐる。そういう情勢の中でありますから、この際民間航空機の相互乗り入れの問題は、これまた、ハバロフスクからモスクワまでの線のスパイをどうして防ぐかという、もうほんのさまたち技術的な問題にしろられてきておるわけでしょう。そんなものは、日本がこの際積極的にこの路線開発のために努力をすべきである、私はこう思いますが、その点についてはどうい

う御方針であるか。

その次には、貿易の問題です。これは、特にシベリア開発に伴う重要物資の日本からの輸入、鉄鋼、機械類その他建設資材を中心とし、あるいはまたソビエトの場合は消費資材まで含む輸送の可能性がある。日本の今日のオーパー・プロダクションと市場競争の中で、これまた、ソビエトの利益だけではなく、日本の利益も含む相互利益の問題ですから、積極的に提案をし、向こうの方針を聞き、これを促進するという態度で臨むべきだ。私は具体的な提案をしたいけれども、きょうは時間がないから問題だけ提起して、政府側の答弁の時間にあとは譲りたいと思ひます。

最後は、首相または外務大臣の訪問問題でございますけれども、これは、私の判断では、政府の立場に立つてみても二つ問題があると思ひます。一つは、フルシチョフ首相自身が日本を訪問する相互訪問なのか、その場合には一体どちらが先に訪問するという意向を持つておるのかということ。ソビエト側が池田首相を招待すると言ひ上は、そういう下心もあるかと思ひます。それについての外務省の判断はどうであるか。したがって、首相訪問の問題はそれにかからず、同時に、首相の訪問を池田首相あての親書の中で歓迎する提案がありますけれども、これは、必ずしもこの際話し合いの中ではそれだけに限らないで、まず大平外務大臣の訪問ということも、これは検討の余地のある問題ではないか。したがって、首相訪問歓迎の提案については、フルシチョフとの相互訪問をどう考えておるか。第二は、大平

外務大臣の訪ソの問題をも含んで意見の交換をすべきではないか、私はこう思ふのです。

以上の具体的な三点について、ひとつ的確に率直にお答えをいただきたい。

○法眼政府委員 文化、科学の交流と、それから航空問題につきまして、いま双方具体的な案を出し合つて交渉中でございますので、これはそのうちのあるものにつきましては非常に早く進むかと思ひます。あとの航空問題も、双方案を出し合つておられますから、審議中でございます。これはこまかい点がたくさんございしますので、目下双方とも話し合いをしている段階でございます。

○大平外務大臣 御承知のように、日ソ貿易というのは非常に順調に上つておりまして、日本全体の貿易の伸びの度合いよりはむしろ日ソ貿易の伸びの方がはるかにスピーディーであると言つてもいいぐらいでございます。延べ払いの状況も、成約はもとより残高も相当あるぐらになつてきております。われわれの基本方針は、あくまでもこれは商業ベースで進めてまいり、貿易のチャンスがあればそれをキャッチしてまいりたいということでございます。これを押さへこれを伸ばすとか、そういう政府が意図的に制約を加える、それから、特にソ連貿易に限つてプロモートする、そういうような考えはなしの事です。商業ベースで進めてまいるといふことで考えております。(聴衆委員「送油管の輸出のことについてちょっと触れてください」と呼ぶ)パイプ問題につきましては、これはメーカールとの商業ベースでの話し合いの問

題でございます。政府のとやかく言うべき問題ではございません。(聴衆委員「言うじやないですか」と呼ぶ)とやかく言うておられます。

それから、私に対するインヴィテーションの問題でございますが、私に對しましてはことしの初めにグロムイコ外務大臣からの御招待がありまして、いづれ時期を見て考えさせていただきますたいと答えてあります。ただいまその心境に変わりはありません。総理大臣のほうには、総理大臣がどのように考えておられますか、きのう書簡を受けたばかりで、お考え中と思ひます。

○高瀬委員 長代理 帆足計君。○帆足委員 大臣も御退席の時間が迫つておりますから、ごく簡単に申し上げます。また、ただいま野党の立場から大臣に大いに激励し要望する主要な項目は同僚議員から申し上げましたから、私は簡単に補足だけしたいと思ひます。

とにもかくにも、隣邦ソビエト連邦の副首相が議員団の団長として見えたことは、平和のために慶賀すべきことだと思ひます。数年前に私も衆議院議員団としてまいりましたし、また、多数の教知れざる議員がモスクワを訪問いたしました。アジアのことわざで、行きて迎へざるは礼なきなりと言ひます。初めて今度こちら側も先方の議員団を招待いたしましたから、これで互恵平等、礼儀を尽くしたものとす。昨日のニコヤン氏に託せられたフルシチョフ首相のメッセージを読みまして、心なき一部の人は、微笑外交などと言つて、警戒すべきだと言つておられますが、過去ならばいざ知らず、今

日の段階は、原爆、原子科学の時代、平和共存、雪どけの時代でございますから、これは、私は、いわゆる戦略的微笑外交でなくて、平和を望む笑顔の外交であらうと思ひます。したがって、苦虫かみつふし外交よりはるかにいいことであるから、笑顔に對しては笑顔をもつてこたえたいという心組みをまず外務委員として政府に要望し、国民諸兄にその理解を期待したいと思ひます。

そこで、ただいま御答弁を伺いますと、いろいろまだ困難な問題が残つておりますから、必ずしも私どもを納得せしむる御答弁でなかつたことは遺憾ですが、ひとつ事実を指摘いたしましたので御参考に供します。

国会議員というものは、いつも申し上げますように、政府の生徒でございますから、必ずしも政府の教えを受けて唯々諾々としておるだけが職能でございせん。国民を代表して、政府を激励するためにときとしては苦言、批判も呈する。切磋琢磨することが必要でありますから、はつきり申し上げておきますが、千島の問題につきましても、かつて、私どもも党は違ひますけれども与党ながら尊敬しておりました植原悦二郎氏が外務委員長でありましたところ、鳩山さんと相呼びいたしました。法理的には、国際法的には、沖繩と違つて合法的な手順を経たので放棄したところ、放棄したものをだれが拾つたかというところは第二の問題であつて、拾つたほうの側で適當に相談してどうやら合意ができておるようである、したがって国際法上は問題がない、それを国際法上に問題があるかのごとく因縁をつけることはまことに卑しい態度

と言わなければならぬ、真実を国民の前にお願いすることは政治家として恥すべきことである。——当時の速記録をごらんください。このように植原悦二郎氏は述べております。しからば、植原外務委員長がどう述べたかと申しますと、この方は大体ものの考え方、大脳皮質の動き方がフルブライト外務委員長にも似ている合理主義派でございまして、したがって、その合理主義という点では大平さんも理解くださると思いますが、対策といしましては、国際法上はそうなっております。しかし、あと残された問題が二つある、一つは、侵略によって得た土地でない限り寸尺の国土といえども講和会議にあたって他国から取ることはしないというところが当時連合国の誓約でもあったし、また日本としても伝統的にもまた国民感情としても千島を完全に放棄してしまふことは忍びがたい、また、ソ連側としても経済的に別に必要な場所ではない、ただ、軍事的に言うならば、戦争中にあそこで重大な封鎖その他の問題があった、したがって、今後この問題は雪解けの過程において友情と理解をもつて解決すべきことであろう、法理的には済んだ過去のごとく言いこめることは与党の立場としても恥ずかしいことである、国民にうそをついて、そして問題をこまかすことはよろしくない、したがって、平和条約を結んで雪解けの国際緊張緩和の線の中で話し合ひで解決していくというこのほうがむしろ順序正しい方法であるまいか、こういう発言をしておるのでございます。どうぞ当時の速記録をごらんください。穂積君の発

言はまさにそれと相呼応するものでありまして、しからば、そのようになつたならば、千島についてはわれわれは礼儀として軍事基地を置かない、防衛的であらうと侵略的であらうと、軍事的、この区別はできません。これはもうすべての軍事評論家が言っているように、防衛的軍事基地、攻撃的軍事基地、それは心がけの問題であります。女心と秋の空と申しますが……。○高瀬委員長代理 帆足君、発言中ですが、総理が官邸で外務大臣を待っておりますから、簡単に願います。○帆足委員 簡単にいたします。そこで、前回の軍事基地の問題につきまして、区別はできません。したがって、穂積君が質問したように、安保条約は設けてこの新たに返還された島には適用しない、そういうことから問題を解きほぐす決心がございましたならば、この問題は軌道に乗るでありましょうから、私は、この問題は社会党としても未解決の問題と思ひますけれども、ただいまのような秩序整然たる法理に従つて処理すべきものであることを政府に勧告する次第でございます。卑しいことをしてはいけません。したがって、お尋ねしたい最後のことは、政府は笑顔に対しては笑顔をもつてこたえるお心組みであるかどうか、そのお心がけのほどを伺いたいと思ひます。私も、ちょいちょい外務大臣から、このことと云々たる情勢を割り切らうとするのは、多少頭が悪く、簡単ではあるまいかと言われますけれども、あるいはそうかもしれませんけれども、心ばえだけはまことにしとやかにして美しい心ばえを持つてい

るつもりであります。卑しいことは外務委員会において言うたりまた外交上したりしたくはないと思ひます。筋を立ててこそ初めて国威、国の実力があらわれる。ネール首相が人氣があつたのもそういうことであらうと思ひます。したがって、外務大臣は、ソビエトの平和共存の主張、そして、そういうふうなソビエトが接近してきたことに對してどうこたえられるか。アメリカもまた、なきケネディの考え方がそうでありまして、それから、ジョンソン大統領については、ずいぶん心配したのですが、予想外にケネディの思想に忠実なようであります。フルブライト外務委員長の思想もそのようであります。そういう合理主義的平和共存の流れの上に起こっているこれは歴史の一コマでありますから、そういう趣旨をもつてミコヤンさんと懸談されるかどうか、そのお心持のほどを確かめておきたい。國民だれしもそう思つておるわけですから、それを伺いたいと思ひます。○大平国務大臣 きょうの表敬訪問を受けまして、きわめて和氣あいあい、春風たいとうでございます。国際情勢が大きく変貌を遂げつつある今日でございますので、先入觀念なく、すなおに公明な気持ちで会談したいと考えております。○帆足委員 それでは、いまの千島の問題につきましては議論するとかえつて事が紛糾いたしますから、もうこれだけにいたしたいと思ひます。○高瀬委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会